



◆厚生労働大臣が定める掲示事項について

- 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
- 当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。
また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしています。
- 入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食 8：00 頃／昼食 12：00 頃／夕食 18：00 以降）、適温にて提供しています。

指定等

- 救急告示医療機関
- 第一種協定指定医療機関
- 第二種協定指定医療機関
- 労災保険指定医療機関
- 生活保護法指定医療機関
- 中国在留邦人等支援法指定医療機関
- 被爆者一般疾病医療機関
- 東京都難病指定医療機関